

- 1 - 5 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

- 1 - 5 - 1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下 - 1 - 5 において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9 .(1) 及び別紙様式第二号（記載上の注意）10 .(1) に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。

「取引先の企業の総数」には、個人事業者を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。

- イ．創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ロ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ハ．早期の事業再生に資する方策
- ニ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（注 1）上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。

イ．創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

- a．政府系金融機関と協調して投融資等を行った取引先
- b．創業支援融資商品による融資を行った取引先
- c．企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等

ロ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

- a．コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・

M & A等の助言を行った取引先

- b . 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等

八 . 早期の事業再生に資する方策

- a . 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先
- b . プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続きの中で再生計画等の策定に關与した取引先
（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。
- c . 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先
- d . 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先
- e . 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に關与した取引先
- f . 産業再生機構を活用して再生計画の策定に關与した取引先
- g . 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に關与した取引先 等

二 . 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

- a . スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先
- b . 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先
- c . 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先 等

（注2）上記「経営改善支援等取組先」のうちロ . 及び八 . については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、本部と営業店が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管

理、貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。

- 1 - 5 - 2 経営強化計画の添付書類に関する留意事項

府令第3条第1項第6号等に規定する「第三者」には、協同組織中央金融機関も含まれることに留意する。

- 1 - 5 - 3 株式等の引受け等の決定に関する留意事項

金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法第5条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第28条第1項第2号イ及び第3号イに規定する要件

府令第10条、第41条第1号及び第2号イ、第73条第1号並びに第74条第1号に規定するコア業務純益ROAの上昇の程度の審査に当たっては、経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち、最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が上位から3割以内に位置するものの当該経営強化計画の実施期間と同程度の期間における上昇の程度と同等であるか又はこれを上回るものであるかを目安とする。

(2) 金融機能強化法第5条第1項第2号、第17条第1項第2号並びに第28条第1項第2号ロ及び第3号ロに規定する要件

審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策について、特に以下の点に着眼する。

収益確保のための方策として、業務の合理化等抜本的な経費節減、収益性の高い分野への特化等既存事業に関する選択と集中による収益力の強化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるか。

当該方策の根拠となっているデータの確実性及び説明力は十分か。

当該方策の確実な実施に向けた内部管理態勢が整備されているか。

(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

経営強化計画が第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。）から評価を受けており、経営資源に照らして過度に実施困難でないと見込まれること。（金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件に限る。）

部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理体制が構築されていること。

減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。

員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。

労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること。（金融機能強化法第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号八及び第3号八に規定する要件に限る。）

（4）金融機能強化法第5条第1項第6号及び第17条第1項第4号二に規定する要件

審査に当たっては、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第5条第2号イ及び第14条第2号イに規定する「主務省令で定める基準に適合するものであること」との要件について、府令第11条第3項第2号及び第42条第3項第2号に規定する「主として業務を行っている地域」については協同組織金融機関の主たる事務所が所在する都道府県を、また、「相当と認める率」については1%を、目安とするものとする。

（5）金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号、第17条第1項第4号へ及びト並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号二（2）に規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、同一の業態に属する中位以上の金融機関等の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、資本参加を受ける金融機関等のリスクの状況等に見合うとともに、当該金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

（6）金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、かつ、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

(7) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号八及び二(2)並びに第 28 条第 1 項第 3 号ホに規定する要件

審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける金融機関等の自己資本比率を、経営強化計画を提出した金融機関等の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額(以下「障壁除去に必要な額」という。)を超えないことを確認する。

- 1 - 5 - 4 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

(1) 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置
金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

経営の改善の目標に係る監督上の措置

イ．経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合

a．経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コア業務純益 R O A の実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。

b．経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益 R O A、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標(これらの目標以外に経営の改善の目標として経営強化計画に記載された目標を含む。)が達成されていない場合において、経

営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとする。

ロ．イ．以外の場合

a．経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。

b．経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益ROAの上昇の実績が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営強化計画の始期と比較して低下していない場合には、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。

(注) 上記b．に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(ロ．全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける金融機関等については、原則として、本措置は適用しないものとする。

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置

イ．経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」(信用金庫又は信用協同組合にあっては「信用供与

の残高の総資産に占める割合」)又は「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、当該始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

ロ．当該指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

その他の場合の監督上の措置

上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注)なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置

金融機能強化法第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

経営の改善の目標に係る監督上の措置

イ．経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合

a．経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コ

ア業務純益 R O A の実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとするものとする。

b . 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益 R O A、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標（これらの目標以外に経営の改善の目標として経営強化計画に記載された目標を含む。）が達成されていない場合において、経営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとする。

ロ . イ . 以外の場合

a . 経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、コア業務純益 R O A の実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。

b . 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益 R O A の上昇の実績が経営強化計画に記載された目標を 3 割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営強化計画の始期と比較して低下していない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討する

ものとする。

(注)上記b.に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(ロ.全体注)障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関については、原則として、本措置は適用しないものとする。

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置

イ.経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」(信用金庫又は信用協同組合にあっては「信用供与の残高の総資産に占める割合」)又は「経営改善支援等取組先企業の数取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、当該始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

ロ.当該指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

その他の場合の監督上の措置

上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認

められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由、当該信託受益権等に係る取得優先出資等の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。